

# 令和3年度 安全重点施策

## 1. 新型コロナウイルス感染症予防対策に関するガイドラインを励行します。

## 2. お客様の安全確保に努め、「人身事故ゼロ」を目指します。 (毎月10日は安全の日)

- (1) 乗降時には従業員が一人舷門に立つことを徹底し、JG船においては船員、JCI船においては陸員がお客様の乗降の安全と舷門ドアの施錠を確認します。
- (2) 当社施設内における転倒・転落事故防止対策を行います。
  - ・始発港では出港前の客室点検を実施します。
  - ・エンジンルームや空所へ入る時・昼休憩時は、舷門ドアに「エンジンルーム点検中」を表示します。
  - ・陸上係員は必ず乗組員に確認をとってから、お客様の乗船案内を実施します。
  - ・乗船案内時及び入出港時に、転倒事故防止のための注意喚起のアナウンスを実施します。
- (3) カーフェリーにおける事故防止に努めます。
  - ・徒歩のお客様と車両が、ランプドア付近で同時に乗降しないように誘導します。
  - ・車両の降車時にランプドア周辺の安全確認に努め、車両誘導に協力します。

## 3. 従業員の安全確保と船舶運航の安全確認に努め、「労災事故ゼロ」を目指します。

(毎月16日は労災防止の日)

- (1) 労働災害防止のため、制服（帽子・ヘルメット・安全靴・名札）の着用を徹底します。  
(従業員同士でお互いが相手を思いやり、制服の身だしなみ等を注意します。)
  - ・カーフェリーの離着岸作業・ドックでの上架区域内の作業・船舶上下架作業時は、必ずヘルメットを着用します。
  - ・高所作業時は必ずヘルメット・安全ベルトを着用し、転落事故防止に努めます。
- (2) 高速船は船長が着岸後、船体の着岸状態を確認し、係員がトモロープをとるまで目を離さないこと。
  - ・JG船は、陸員が基本的にオモテとトモのロープをとること。
- (3) 当社船舶の入港時に、漁船等の出港状況を無線（デジタル・VHF）で連絡します。
- (4) 台風・爆弾低気圧の接近・通過時、気圧配置による暴風が予想される時の運航可否判断等の協議を運航管理関係者・船長により 前日または当日の朝までに必ず実施します。  
また当日の営業運航中に天候が悪化した時も、運航管理関係者・船長により適宜運航可否判断等の協議を必ず実施します。
- (5) 各所長は毎月10日前後に必ずポンツーン点検を実施し、要注意箇所は継続的に観察します。

## 4. 報告・連絡・相談に努めます。

- (1) ヒヤリハット報告に努めます。（接客・サービス面を含む。）
- (2) 事故等の発生報告を迅速に行います。船舶からの通報は、即時無線を使用します。
- (3) 日常業務の中での「気づき」の連絡・相談に努め、チームワークで業務を遂行します。